

令和2年12月 9日 開会
令和2年12月 日 閉会

令和2年第4回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

議案第1号	江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について……………	P 1
議案第2号	江差町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について・	P 7
議案第3号	江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について…………	P 9
議案第4号	江差町介護保険条例の一部を改正する条例について……………	P 11
議案第5号	江差町公共下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例について…………	P 13
議案第6号	令和2年度江差町一般会計補正予算（第13号）について……………	P 15
議案第7号	令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について・	P 31
議案第8号	令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について・	P 43
議案第9号	令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）について……………	P 55
議案第10号	令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について・	P 67
議案第11号	江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について……………	P 81

議案第 1 号

江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を、次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 9 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

公職選挙法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 5 号）の施行に伴い、選挙費用の公費負担に関して必要な事項を定めるため、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定するもの。

江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、江差町議会議員及び江差町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 江差町議会議員及び江差町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。第4条第2号イにおいて同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により町に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、江差町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届けなければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれ

- か1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額
- イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)
- ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額

(契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に規定する額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、1,100円を超える場合には、1,100円）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、70枚を超える場合には、70枚）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 5 号）の施行の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以降その期日を告示される選挙について適用する。

議案第2号

江差町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について

江差町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和2年12月9日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に関する規定を定める必要があるため、江差町税外諸収入金の徴収に関する条例を改正するもの。

江差町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

江差町税外諸収入金の徴収に関する条例（平成13年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

- 5 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第3号

江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和2年12月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に関する規定を改める必要があるため、江差町後期高齢者医療に関する条例を改正するもの。

江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

江差町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2条を次のとおり改める。

（延滞金の割合の特例）

第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第4号

江差町介護保険条例の一部を改正する条例について

江差町介護保険条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和2年12月9日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に関する規定を定める必要があるため、江差町介護保険条例を改正するもの。

江差町介護保険条例の一部を改正する条例

江差町介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

（延滞金）

第9条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第9条第3項を削る。

附則に次の1条を加える。

（延滞金の割合の特例）

第7条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第5号

江差町公共下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例について

江差町公共下水道受益者負担金条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和2年12月9日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に関する規定を定める必要があるため、江差町公共下水道受益者負担金条例を改正するもの。

江差町公共下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例

江差町公共下水道受益者負担金条例（平成14年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

- 1 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第6号

令和2年度江差町一般会計補正予算（第13号）について

令和2年度江差町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ24,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,739,708千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和2年12月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和2年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

令和2年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
民生費	児童福祉総務費	なかよし・つばさ児童会運営	1,000		1,000				
民生費	児童福祉総務費	水堀学童保育所補助	500		500				
民生費	児童福祉総務費	認定こども園補助	500		500				
民生費	常設保育所費	常設保育所運営	1,500		1,500				
衛生費	予防費	乳児家庭全戸訪問	500		500				
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業 計			4,000		4,000				
総務費	企画費	生活交通バス路線維持費等補助	17,482					17,482	
総務費	企画費	困りごと支援相談員配置	350					350	
総務費	諸費	過年度還付金(令和元年度子ども・子育て支援交付金返還)	445					445	
民生費	老人福祉費	後期高齢者医療特別会計繰出金	449					449	
民生費	老人福祉費	介護保険特別会計繰出金	1,348					1,348	
衛生費	保健衛生総務費	地域医療連携推進法人「南檜山メディカルネットワーク」負担金	70		35			35	
計			24,144		4,035			20,109	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		2,370,673	2,984	2,373,657
	1 地方交付税	2,370,673	2,984	2,373,657
14 道支出金		351,347	4,035	355,382
	2 道補助金	111,090	4,035	115,125
17 繰入金		508,096	17,125	525,221
	1 特別会計繰入金	1,296	17,125	18,421
歳入合計		6,715,564	24,144	6,739,708

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		1, 181, 123	18, 277	1, 199, 400
	1 総 務 管 理 費	1, 125, 325	18, 277	1, 143, 602
3 民 生 費		2, 239, 515	5, 297	2, 244, 812
	1 社 会 福 祉 費	1, 926, 854	1, 797	1, 928, 651
	2 児 童 福 祉 費	312, 661	3, 500	316, 161
4 衛 生 費		444, 841	570	445, 411
	1 保 健 衛 生 費	444, 841	570	445, 411
歳 出 合 計		6, 715, 564	24, 144	6, 739, 708

第2表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	陣屋・円山地区町有地法面崩落防止	69,730
総務費	総務管理費	高度無線環境整備推進	73,555
消防費	消防費	檜山広域行政組合分担金（災害対応特殊救急自動車整備）	19,435

第3表 債務負担行為補正

(追加)

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
役場庁舎警備委託	令和2年度～令和3年度	11,197
役場庁舎清掃委託	令和2年度～令和3年度	3,520
在宅型総合福祉施設清掃委託	令和2年度～令和3年度	2,544

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,370,673	2,984	2,373,657
14 道支出金	351,347	4,035	355,382
17 繰入金	508,096	17,125	525,221
歳入合計	6,715,564	24,144	6,739,708

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,181,123	18,277	1,199,400				18,277
3民生費	2,239,515	5,297	2,244,812	3,500			1,797
4衛生費	444,841	570	445,411	535			35
歳出合計	6,715,564	24,144	6,739,708	4,035	0	0	20,109

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,370,673	2,984	2,373,657
1 地方交付税	2,370,673	2,984	2,373,657
1 地方交付税	2,370,673	2,984	2,373,657
14 道支出金	351,347	4,035	355,382
2 道補助金	111,090	4,035	115,125
1 民生費道費補助金	21,649	3,500	25,149
2 衛生費道費補助金	5,896	535	6,431
17 繰入金	508,096	17,125	525,221
1 特別会計繰入金	1,296	17,125	18,421
3 公共下水道事業特別会計繰入金	0	17,125	17,125
歳入合計	6,715,564	24,144	6,739,708

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	2,984	普通交付税
2 児童福祉費補助金	3,500	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 なかよし・つばさ児童会運営 1,000 水堀学童保育所補助 500 認定こども園補助 500 常設保育所運営 1,500
1 保健衛生費補助金	535	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 乳児家庭全戸訪問事業 500 病床機能分化・連携促進基盤整備事業費補助金 35
1 公共下水道事業特別会計繰入金	17,125	公共下水道事業特別会計繰入金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,181,123	18,277	1,199,400				18,277
1 総務管理費	1,125,325	18,277	1,143,602				18,277
6 企画費	194,571	17,832	212,403				17,832
10 諸費	19,635	445	20,080				445
3 民生費	2,239,515	5,297	2,244,812	3,500			1,797
1 社会福祉費	1,926,854	1,797	1,928,651				1,797
3 老人福祉費	435,829	1,797	437,626				1,797
2 児童福祉費	312,661	3,500	316,161	3,500			
1 児童福祉総務費	182,285	2,000	184,285	2,000			
3 常設保育所費	129,319	1,500	130,819	1,500			
4 衛生費	444,841	570	445,411	535			35
1 保健衛生費	444,841	570	445,411	535			35
1 保健衛生総務費	364,199	70	364,269	35			35
2 予防費	66,716	500	67,216	500			
歳出合計	6,715,564	24,144	6,739,708	4,035	0	0	20,109

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	給料	302	困りごと支援相談員
3	職員手当等	4	困りごと支援相談員 通勤手当
4	共済費	44	困りごと支援相談員 社会保険料
18	負担金補助及び交付金	17,482	生活交通バス路線等維持費補助
22	償還金利子及び割引料	445	令和元年度子ども・子育て支援交付金返還
27	繰出金	1,797	後期高齢者医療特別会計繰出金 449 介護保険特別会計繰出金 1,348
10	需用費	300	消耗品費
17	備品購入費	700	新型コロナウイルス感染拡大防止対策備品 (なかよし・つばさ児童会運営)
18	負担金補助及び交付金	1,000	水堀学童保育所補助 500 認定こども園補助 500
10	需用費	575	消耗品費
15	原材料費	25	遊具塗装材料
17	備品購入費	900	新型コロナウイルス感染拡大防止対策備品 (常設保育所運営)
18	負担金補助及び交付金	70	地域医療連携推進法人「南檜山メディカルネットワーク」負担金
10	需用費	214	消耗品費
17	備品購入費	286	新型コロナウイルス感染拡大防止対策備品 (乳児家庭全戸訪問事業)

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補 正 前	長 等	3		20,976	7,779 4.45			291	7,892	36,938	5,868	42,806
	議 員	12	26,436		5,618 2.55					32,054	9,356	41,410
	その他の特 別 職	338	18,132							18,132		18,132
	計	353	44,568	20,976	13,397			291	7,892	87,124	15,224	102,348
補 正 額	長 等											
	議 員											
	その他の特 別 職											
	計											
補 正 後	長 等	3		20,976	7,779 4.45			291	7,892	36,938	5,868	42,806
	議 員	12	26,436		5,618 2.55					32,054	9,356	41,410
	その他の特 別 職	338	18,132							18,132		18,132
	計	353	44,568	20,976	13,397			291	7,892	87,124	15,224	102,348

2. 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	95		320,602	251,257	571,859	105,023	676,882	
補 正 額								
補 正 後	95		320,602	251,257	571,859	105,023	676,882	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補 正 前	9,795	6,908	72,242	54,633	10,512	27,103	1,864	5,082
補 正 額										
補 正 後	9,795	6,908	72,242	54,633	10,512	27,103	1,864	5,082	6,500	
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合員負担金 (千円)	備 考				
補 正 前				350	56,268					
補 正 額										
補 正 後				350	56,268					

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	91	46,312	85,133	17,989	149,434	23,142	172,576	
補 正 額			302	4	306	44	350	
補 正 後	91	46,312	85,435	17,993	149,740	23,186	172,926	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補 正 前			9,616			6,401	1,259	213
補 正 額							4			
補 正 後				9,616		6,401	1,263	213	500	
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合員負担金 (千円)	備 考				
補 正 前										
補 正 額										
補 正 後										

(5) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源	
						国 支 出	道 金	地 方 債		そ の 他
役場庁舎警備委託	11,197			令和2 ～ 3	11,197					11,197
役場庁舎清掃委託	3,520			令和2 ～ 3	3,520					3,520
在宅型総合福祉施設清掃委託	2,544			令和2 ～ 3	2,544				1,346	1,198

議案第7号

令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について

令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,257千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ872,422千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

令和2年度 国民健康保険費特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
諸支出金	償還金及び 還付加算金	令和元年度保険給 付費等交付金普通 交付金返還	7,257					7,257	
計			7,257					7,257	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		1	7,257	7,258
	1 繰越金	1	7,257	7,258
歳入合計		865,165	7,257	872,422

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸 支 出 金		1,051	7,257	8,308
	1 償還金及び還付加算金	1,051	7,257	8,308
歳 出	合 計	865,165	7,257	872,422

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	1	7,257	7,258
歳入合計	865,165	7,257	872,422

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
9諸支出金	1,051	7,257	8,308				7,257
歳出合計	865,165	7,257	872,422	0	0	0	7,257

(2) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
7 繰越金	1	7,257	7,258
1 繰越金	1	7,257	7,258
1 繰越金	1	7,257	7,258
歳入合計	865,165	7,257	872,422

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 前 年 度 繰 越 金	7,257	前年度繰越金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
9 諸支出金	1,051	7,257	8,308				7,257
1 償還金及び還付加算金	1,051	7,257	8,308				7,257
1 償還金及び還付加算金	1,051	7,257	8,308				7,257
歳出合計	865,165	7,257	872,422	0	0	0	7,257

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
22 償還金、利子及び割引料	7,257	令和元年度保険給付費交付金普通交付金返還

議案第8号

令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ561千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131,609千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

令和2年度 後期高齢者医療特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	徴収費	後期高齢者医療システム改修	561	112			449		
計			561	112			449		

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3歳入金		51,625	449	52,074
	1一般会計繰入金	51,625	449	52,074
6国庫支出金		0	112	112
	1国庫補助金	0	112	112
歳入合計		131,048	561	131,609

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		6,461	561	7,022
	2 徴 収 費	5,239	561	5,800
歳 出	合 計	131,048	561	131,609

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	51,625	449	52,074
6 国庫支出金	0	112	112
歳入合計	131,048	561	131,609

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1総務費	6,461	561	7,022	112		449	
歳出合計	131,048	561	131,609	112	0	449	0

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
3 繰入金	51,625	449	52,074
1 一般会計繰入金	51,625	449	52,074
1 事務費繰入金	10,917	449	11,366
6 国庫支出金	0	112	112
1 国庫補助金	0	112	112
1 高齢者医療制度円滑運営事業費 国庫補助金	0	112	112
歳入合計	131,048	561	131,609

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 事務費繰入金	449	事務費繰入金
1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	112	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	6,461	561	7,022	112		449	
2 徴収費	5,239	561	5,800	112		449	
1 徴収費	5,239	561	5,800	112		449	
歳出合計	131,048	561	131,609	112	0	449	0

単位：千円

節		説明
区	分	
12	委託料	561 後期高齢者医療システム改修委託

議案第9号

令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,228千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,086,058千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第2条 保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,228千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,080,806千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

令和2年12月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

令和2年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	介護保険システム改修	2,228	880			1,348		
計			2,228	880			1,348		

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3国庫支出金		259,507	880	260,387
	2国庫補助金	97,430	880	98,310
7繰入金		204,444	1,348	205,792
	1一般会計繰入金	195,692	1,348	197,040
歳入合計		1,078,578	2,228	1,080,806

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		45,997	2,228	48,225
	1 総 務 管 理 費	22,942	2,228	25,170
歳 出	合 計	1,078,578	2,228	1,080,806

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	259,507	880	260,387
7 繰入金	204,444	1,348	205,792
歳入合計	1,078,578	2,228	1,080,806

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1総務費	45,997	2,228	48,225	880		1,348	
歳出合計	1,078,578	2,228	1,080,806	880	0	1,348	0

(2) 歳入（保険事業勘定）

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	259,507	880	260,387
2 国庫補助金	97,430	880	98,310
80 介護保険事業費補助金	0	880	880
7 繰入金	204,444	1,348	205,792
1 一般会計繰入金	195,692	1,348	197,040
5 その他一般会計繰入金	48,554	1,348	49,902
歳入合計	1,078,578	2,228	1,080,806

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 現 年 度 分	880	介護保険システム改修事業補助金
2 事 務 費 繰 入 金	1,348	事務費繰入金

(3) 歳出（保険事業勘定）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	45,997	2,228	48,225	880		1,348	
1 総務管理費	22,942	2,228	25,170	880		1,348	
1 一般管理費	22,942	2,228	25,170	880		1,348	
歳出合計	1,078,578	2,228	1,080,806	880	0	1,348	0

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
12 委 託 料	2,228	介護保険システム改修委託

議案第10号

令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ17,125千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ444,761千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年12月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

令和2年度 公共下水道事業特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
公共下水道費	一般管理費	消費税還付に伴う一般会計繰出	17,125				17,125		
計			17,125				17,125		

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸 収 入		0	17,125	17,125
	1 雑 入	0	17,125	17,125
歳 入 合 計		427,636	17,125	444,761

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 共 下 水 道 費		252,327	17,125	269,452
	1 総 務 費	32,314	17,125	49,439
歳 出	合 計	427,636	17,125	444,761

第2表 債務負担行為補正

(変更)

単位：千円

	事 項	期 間	限 度 額
変更前	江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター 他の建設工事委託に関する協定	令和3年度	131,900
変更後	江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター 他の建設工事委託に関する協定	同上	78,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
6 諸 収 入	0	17,125	17,125
歳 入 合 計	427,636	17,125	444,761

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1公共下水道費	252,327	17,125	269,452			17,125	
歳出合計	427,636	17,125	444,761	0	0	17,125	0

(2) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
6 諸収入	0	17,125	17,125
1 雑入	0	17,125	17,125
1 雑入	0	17,125	17,125
歳入合計	427,636	17,125	444,761

単位：千円

節		説明	
区	分		金額
1	消費税還付金	17,125	消費税還付金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 公共下水道費	252,327	17,125	269,452			17,125	
1 総務費	32,314	17,125	49,439			17,125	
1 一般管理費	32,314	17,125	49,439			17,125	
歳出合計	427,636	17,125	444,761	0	0	17,125	0

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
27	繰出金	17,125	一般会計繰出金

(4) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定	78,200			令和3	78,200	39,500	22,700	16,000	0

議案第11号

江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について

令和2年6月11日、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年条例第15号)第2条の規定により議決した、江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定の一部変更について、次のとおり協定を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 委託の対象 | 江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事 |
| 2 工事場所 | 江差町字砂川411-6他 |
| 3 委託期間 | 令和2年度から令和3年度 |
| 4 委託の相手方 | 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
代表者 理事長 森岡 泰裕 |
| 5 事業費 | 変更前 179,200,000円
変更後 125,500,000円 |

令和2年12月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

議決された、江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約が50,000,000円以上の請負契約であるため。

